

応仁の乱と京都

—室町幕府の役銭と山門の馬上役の変質をめぐって—

下坂 守

はじめに

中世、京都がわが国最大の商業都市であったことはよく知られている。しかし、それがどの程度の規模のものであったかを、客観的なデータに基づいて提示することは意外にむずかしい。ただ、確実にいえるのは、そこで生み出されていた富がなみだいでいのものではなかったろうということだけである。そのことは、室町時代、幕府が京都の土倉・酒屋をはじめとする「諸商売」から収奪していた「役銭」が毎年六千貫文以上の高額に及んでいたという事実がこれを如実に物語っている。^①それだけではない。彼らの多くは「日吉小五月会馬上役」として延暦寺大衆（山門）に多額の銭を上納しており、本稿で見ると、その額は年間二千貫文を越えていた。それらを合わせ考えれば、商業都市・京都がいかに莫大な富を生み出していたかはきわめて容易に予想されよう。

そして、その富の恩恵をもっともよく被っていたのが、幕府と山門であったということになる。この両者が商業都市・京都の富をい

わば分け合う形で獲得していたことをよく示してくれるものの一つに、そのいわば下部に位置して「諸商売」「日吉神人」から直接「役銭」「馬上役」を徴収していた土倉方一衆・馬上方一衆の存在がある。土倉方一衆と馬上方一衆は組織的にはほとんど重なり合っており、幕府と山門はまさに協力して京都の「諸商売」から銭を徴収していたといっても過言ではなかった。

このような幕府と山門の關係に大きな変化が生じるのは、応仁の乱以降のことである。本稿の目的は、乱によってそれまでの両者の協力關係がどのように変化していったかを検証することにある。そのためまず乱が京都の「諸商売」「日吉神人」に及ぼした影響を確認することから始める。通説によれば、京都の町は乱によって焦土と化しその都市としての機能を停止した、ということになっている。しかし、京都では東西両軍が十年にわたり対峙し続けており、彼らが焼け野原のなかで合戦だけを繰り返していたなどということとはとうてい考えられない。東西両軍がこの都市をどのように支配していたかはじめ、乱中の京都の状況をできるだけ具体的に見ていくこととする。

ついで山門が幕府の全面的な支援のもとに実施していた馬上役の徴収を取りあげ、それが乱の勃発によってどう変わったか、また乱中にはどのような状況におかれていたかを、主として『八瀬童子会文書』を用いて考証していきたい。それにより幕府と山門の關係が乱を通じてどのように変化したかがあきらかとなるはずである。

一、東軍の「御構」——幕府の限定された統治区域——

京都における応仁の乱は当初、東軍（幕府）の優勢で推移する。しかし、応仁元年（一四六七）八月、大内政弘が大軍を率いて入京するや形勢は一気に逆転、西軍が圧倒的優位に立つ。その結果、東軍はこれ以前応仁元年五月頃より花の御所を中心に築いていた「御構」に追い込まれ、以降、文明九年（一四七七）十一月に西軍が京都から撤退するまでの約十年をそこで過ごすことを余儀なくされる^③。東軍が乱の初めにこのように窮地に立ちながらも最後まで西軍と渡り合うことができたのは、山門が東軍についたことによる。特に「御構」の南と西を完全に西軍によって制圧されていた東軍にとつて、開かれた通路は山門の支配する京都の東北方面をおいてなく、その補給は山門によってかろうじて保たれていたのである。西軍になかば包囲された「御構」の東軍がいかに通路の確保に苦慮していたかはさまざまな事実によって裏付けることができる。次に引用したのは『経覚私要抄』応仁二年正月条の記事である。

- 一、細川右京大夫陣事ハ、丑寅口一方ナラテハ不閑、其餘ハ、
悉山名・大内介以下取巻云々、仍自九條藏人參時ハ、三日
二山へ廻テ鞍馬口へ出テ入城云々、□□御座同所也、成身^{光宣}

院者ハ五日廻テ入城云々、

奈良方面から「御構」に入ろうとした藏人・成身院光宣らはいったん比叡山に登り、そこから鞍馬口を経由するという迂回路をとっていたわけであり、その通路がきわめて限定されたものになっていたことが知られよう^④。

また、乱中に近江の坂本に疎開先を求め、そこと「御構」との間を行き来していた公家の山科言国は、その往還には常に山門支配下の鷲森越、西塔越を用いており、西軍の支配下にあった逢坂越・志賀越は一度も用いていない^⑤。

そして、外界との行き来が自由にできないこのような「御構」での生活がいかに不便なものであったかは、そのなかで乱中を過ごした甘露寺親長の日記を一読すれば容易に理解される。文明二年八月五日以降、乱中を通じて「御構」の「陣屋」で生活していた親長は、言国と同様にこの間、一度として一条以南のいわゆる「洛中」には足を踏み入れていない^⑥。

とはいえ「御構」が完全に外部との連絡を絶った世界であったわけではない。表1の「前半」は文明二年八月から文明六年四月までの間に親長が訪れた場所を寺社を中心に整理し一覧としたものである^⑦。また、図1はその場所を地図上におとしたものである。前半部を文明六年四月までとしたのは、この月、山名政豊が西軍から東軍につき、その結果、彼が占領していた堀川以西の地区が、西軍から東軍の統治下に入ったことによる。これら表1と図1によって親長が「御構」およびその北辺に関しては比較的自由に行き来していたことが確認できよう。そして、このような親長の限定された行動範囲はそのまま、当時、東軍が京都で権力を行使できた範囲を示して

いと考えられる。

親長の事例で、乱中、東軍がいかに限定された範囲しか統治し得ていなかったかをより具体的に示すものとして今一つ彼の石山寺参詣をあげておきたい(表2)。親長は毎年一度は同寺に参詣するのを恒例としていたが、そのルートは一貫して今道越(山中越)を選んでゐる。すなわち親長は「御構」から北白川・山中経由で近江の坂本まで行き、そこから大津を経て石山寺にいたるといふ実に大回りの道程をとっているのである。むしろ帰路も同じルートを利用しており、一条以南が西軍の完全な制圧下にあった結果、粟田口はもちろんのこと志賀越の道も利用できなかったことがよくわかる。⁸⁾

このようにきわめて限定されていた東軍の統治区域が、大きく拡がるのは、山名政豊が東軍となった文明六年四月以降のことである。この時期を境として「御構」と「西陣」の通行が可能になったことは、これまた親長が伝える次のような出来事がこれをよく示している。

表1 甘露寺親長の訪問先

寺社名・地名	初出	前半	後半
誓願寺	文明2年9月18日	13回	2回
聖寿寺(御寺)	文明3年11月1日	10回	0回
悲田院	文明3年1月4日	5回	0回
尊體寺	文明3年3月23日	25回	0回
二尊院	文明5年10月14日	1回	0回
法恩寺	文明4年5月9日	1回	0回
清水寺	文明3年2月26日	2回	0回
大原(御墓)	文明3年4月11日	4回	2回
鞍馬寺	文明2年11月10日	12回	0回
岩倉・長谷	文明3年2月22日	3回	0回
賀茂(上賀茂)	文明3年3月29日	2回	0回
北野社	文明6年4月21日	0回	2回
仁和寺	文明6年7月13日	0回	1回
千本釈迦堂	文明7年2月14日	0回	2回
廬山寺	文明8年9月16日	0回	1回
行願寺	文明8年9月16日	0回	1回
市原野(墓所)	文明8年7月14日	0回	1回
仏陀寺	文明9年4月20日	0回	1回

注1) 前半は文明二年九月から文明六年四月まで。また後半はそれから以降、文明九年十一月まで。
 注2) 寺社への訪問回数は「代官」「女房」による参詣等をも含む。
 注3) 坂本・大津・石山寺への訪問については表1参照。

表2 甘露寺親長の石山寺参詣ルート

No	出発日と帰着日	所要日数	ル- - ト
1	文明4年3月17日~19日	3日	(御構)→坂本→石山寺→坂本→(御構)
2	文明5年4月6日~9日	4日	(御構)→一乗寺鷲社→今道越→大津→(上大路)→石山寺→山中→一乗寺→(御構)
3	文明6年3月2日~5日	4日	(御構)→大津→石山寺→淡津(粟津)→大津→(御構)
4	文明7年8月28日~9月1日	3日	(御構)→一乗寺→坂本→石山寺→昇大路(上大路)→(御構)
5	文明8年4月11日~15日	5日	(御構)→坂本→石山寺→(坂本)→(御構)
6	文明9年10月9日~12日	4日	(御構)→坂本→石山寺→坂本→(御構)
7	文明10年3月8日~9日	2日	[ルートの記載なし]
8	3月29日~30日	2日	[ルートの記載なし]
9	文明11年4月21日~24日	4日	(京都)→坂本→石山寺→関寺宿→(京都)
10	文明12年3月8日~9日	2日	[ルートの記載なし]
11	文明13年3月17日~18日	2日	[ルートの記載なし]

注1) ⇒は水路を示す(水路であることを明記してある場合にのみ表示した)。
 注2) 「ルート」に見える「上大路(昇大路)」が現在のどこに当たるかは不詳。

人々不参詣、自去六日通達」と日記に書き留めている。⁹⁾

この文明六年四月以降、乱が終了する文明九年十一月までの親長の訪問先を一覧としたのが表1の「後半」である。表1の「前半」と較べれば、彼の行動範囲が北野・北山方面にまで一気に拡大していったことが知られよう。乱勃発直後からほぼ固定していた東西両軍の統治地区に大きな変化が生じたわけである。

さて、そこで乱中、一貫して「御構」に所在した幕府であるが、

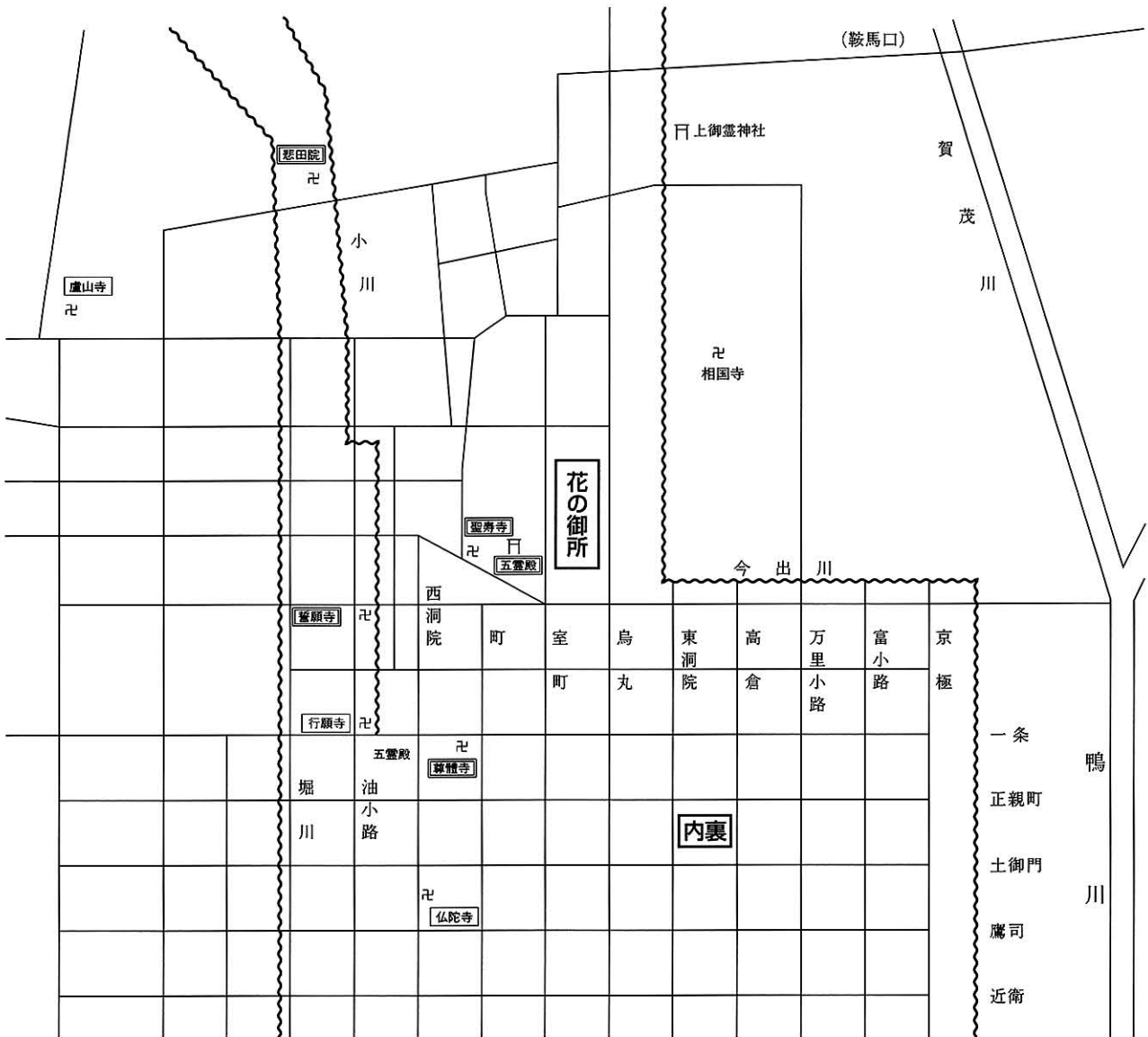
四日、晴、北野参詣人有之云々、自山名陣参詣誓願寺云々、自他往反勿論也、

「御構」からは北野社へ、「山名陣」からは誓願寺へと参詣者が殺到したというのである。親長本人もこののち二十一日に久しぶりに北野社への参詣を果たしており、その感想を「参詣北野社^{本社}、乱後依無通達、各

その京都における権力行使が地域的にきわめて限定的なものとなっていたであろうことは、上述のところから容易に推定できる。そして、事実、この点を明確に裏付けてくれる史料も存在する。『政所賦銘引付』である。すなわち同記には、文明五年以降、同十六年にいたる十一年間に幕府に訴え出のあった五二四件の訴訟が記録されているが、そのうち文明五年から同九年の一三八件について見れば、そこには「下京」の家・屋地に関わるものは一
件も含まれていない。これに対して乱後の文明九年十一月から同十三年の五ヶ年間になると、それは一気に二〇件の多くを数える。乱中、こと「下京」の家・屋地については幕府がなんらの権力行使能力を有しなかったこと、より正確に言えば人々が幕府にその能力を認めていなかったことをこれほど明快に示す事実はない。

これは当然といえば当然のことで、京都の一画、それも「洛外」の一角を占拠するにすぎない「御構」の幕府が、西軍の支配する「西陣」「下陣」にいかなる形でも権力行使できるはずがなかった。そして、この点をより具体的に伝えてくれるのが、乱後になって、幕府に提出された洛中の家・屋地に関する次の

図1 乱中の甘露寺親長の訪問先



ようなくつかの訴えである。

一、岡田太郎左衛門尉吉久

〔前七巻〕
一閏九 廿九

三條町北東之角家并屋地事、買得之處、

依一乱捨置之、御構へ參、靜謐已後可

立歸之處、櫛曳三郎及違乱云々、

一、下笠三河入道元秀

〔前十六巻〕
一八 廿三

京都大乱初、元秀御構へ參之處、納所

新左衛門尉秀次、元秀之家倉臈物已下

押領之、於于今者、買得之由申之、被

召出納所、可預御糺明之由云々、

ともに乱中に「御構」内に避難していた住

人が、乱後になって「下京」の家・屋地の復

活を求めたものであり、「御構」が乱中には京都の他地区と断絶さ

せられていたこと、その結果として幕府の威令が「下京」にはおよ

ばなくなっていたことが、これによってより現実味をもって確認で

きる。

では、乱中の「御構」内での幕府の役銭、および山門の馬上役の

徴収はどうなっていたのであろうか。文明二年の馬上方一衆の算用

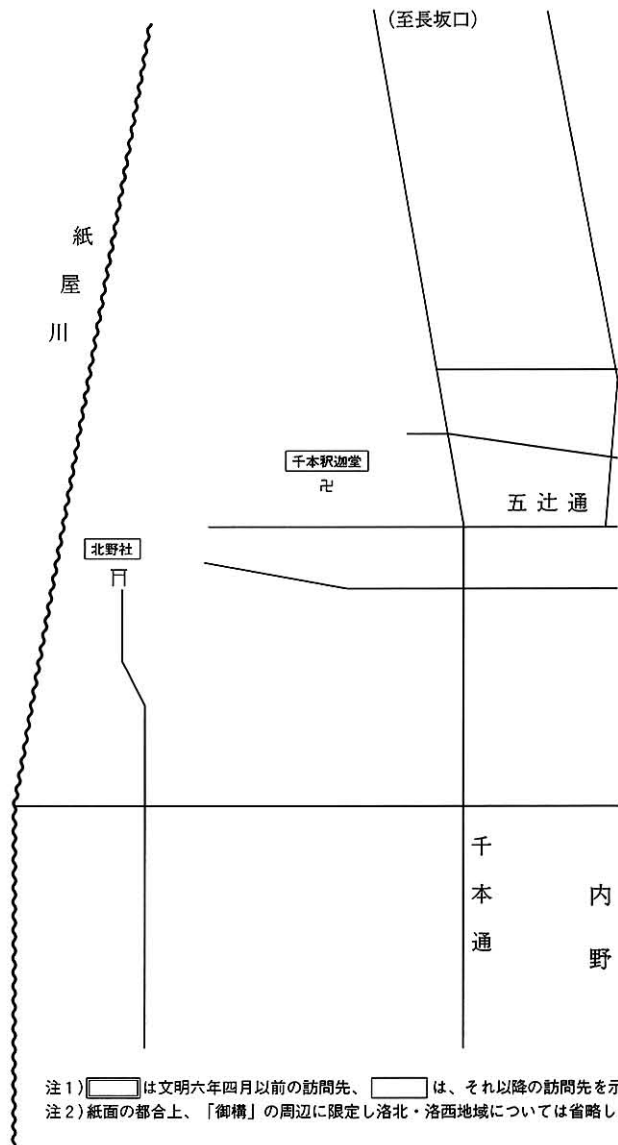
状に「東御陣中 五拾一貫文納之 如形躰也」といった記載がある

ところからすれば、馬上役は基本的には従来通り「御構」内でも徴

収されていたものと推定される。また、幕府の役銭も時期はやや下

がるが文明八年十一月「御構」でその三分の一が焼けるという大火

災があったとき、「至酒屋・土倉者依為嚴重之御料所」という理由



注1) □は文明六年四月以前の訪問先、□は、それ以降の訪問先を示す。
注2) 紙面の都合上、「御構」の周辺に限定し洛北・洛西地域については省略した。

で出火元の土倉が三万正の「過怠銭」で「還住」を許されており、
これまた乱前と同様に徴収されていたようである。賦課対象とする
範囲は大きく狭まったとはいえ、幕府の統治地区では、役銭・馬上
役はともに乱前同様に幕府・山門によって徴収されていたのである。
それでは、東軍（幕府）の統治外の地区、西軍が統治していた「下
京」ではそれらはどうのような状況にあったのであろうか。

二、西軍の「下京」―「五條町前後八町」の状況を中心に―

文明六年四月、山名政豊が東軍と和した直後、久しぶりに開いた
「一條橋」を通じて「下京以下商人」が東軍の「御陣」に参賀した

という。乱中も「下京」で人々の日々の営みが続いていたことをう

かがわけて興味深い出来事であるが、その実相を伝える史料は決して多くない。そのようななかにあつてきわめて貴重なのが、宇野日出夫氏によつて紹介された、八坂神社伝来の文正元年（一四六六）

五月付「五條町前後八町地検帳」（A）と文明九年（一四七七）十二月付「五條町前後八町地検新帳」（B）の二冊の地検帳である。

同氏がすでに指摘されている通り、乱の前後に作成されたこの二冊の地検帳からは、乱中を通じて「下京」の「五條町前後八町」（以下「八町」と略記する）がいかに荒廃していったかがよく読み取れる。しかし、ここから看取できる事実はそれだけにとどまらない。

幕府・山門からすると「敵陣」となっていた「下京」が乱中になくなる状況にあつたかを、この二冊の地検帳を用いて考察していくこととしよう。

宇野氏の史料紹介ではなぜかこの史料の性格を論じる上でもっとも重要な点が抜け落ちてゐる。それは次のような表題および奥書である。

A（表題）

「 文正元年^丙五月 日

五條町前後八町地検帳

西谷 一

（奥書）

「一、此本帳一本在之、千手堂文庫納候畢、

文正元^丙九月廿日 奉行朝慶」

B（表題）

「 文明九年^丁十二月十六日

五條町前後八町地検新帳

西谷

上使中」

（奥書）

「 文明九年^丁十二月十六日

墨付紙数八枚在之

学頭代（花押）

月行事（花押）

教豪（花押）

これにより本史料の作成主体がともに「西谷」と称する地域（集団）であつたことが容易に判明しよう。そして、ここにいう「西谷」が延暦寺東塔の西谷であつたことは、Aの奥書にこの「地検帳」の「本帳」を「千手堂文庫」に納めたことが明記されていることから容易に判明する。なぜなら、千手堂（山王院）こそが同谷が本堂としていた堂舎だつたからである。また、後述するようにBの奥書に署名する学頭代は、「西谷学頭代」であつた明証があり、この点からもこの二冊の地検帳の作成主体が延暦寺東塔西谷大衆（以下、「西谷」と略記する）であつたことはまちがいない。

なお、この二冊の地検帳の表題で今一つ指摘しておきたいのは、その表記方法の類似性である。年紀、主題、作成主体はいずれもほぼ同じ配置で記されており、先行するAをきわめてつよく意識してBが作成されたことがうかがえる。では、A、Bはそれぞれいかなる経過のもとに西谷によつて作成されたのであろうか。この点をよく物語ってくれる史料が『八坂神社文書』のなかに三点残る。

① 雑色衛門五郎打渡状（折紙）

被仰出地事、右在所者、高辻町五条与間西頼之四丁町、已上前後八町分、打渡申所如件、

文安五年
卯月十九日

御雑色衛門五郎
満長判

奉行所^①

山門
雑掌御中^②

②延暦寺東塔西谷学頭代折紙(折紙)

五條町高辻間東西八町地事、依日吉八王子神人殺害、山門企大訴、御成敗申下、年来当谷令知行之處^①、近年右衛門佐方雖被押領候、天下乱勢之上者、沙汰之限候、雖然御敵等既令没落、御静謐候上者、為山門加成敗候處^②、自其方号地主被相触由、町人等注進候、如何様子細候哉、事實候者、希代次第候、自公方様御成敗候哉、又左衛門督方之成敗候哉、事子細懇注進候者、可申達候、所詮、当谷為本領主之間、堅加下知候上者、速可被止其方競望候、仍折帀如件、

山門西谷

学頭代(花押)

十二月十六日

木沢殿^③

③瑞勝院瑞吉書状

建仁寺瑞勝院領高辻室町西類内、同五条西北類内、同高辻西南類内^{目録在}等事、去文正元年五月比雖為山門押妨、同十一月十九日、畠山左衛門督殿職之時、如元被成返寺家之、以同撰津守打渡、于今当知行之處、依一乱右衛門佐殿雖為押領、御敵退散之上者、為上意、寺社本所領如元可全知行之旨、被仰出之上者、為山門違乱之条、驚存候、所詮、御下知、云当知行、旁以被止其妨候者、可為大慶候、恐々謹言、

十二月十七日

瑞吉(花押)

山門西谷

①は文安五年(一四四八)四月に幕府の雑色が「八町」を「山門雑掌」に付与した時の打渡状で、②は乱後、延暦寺東塔西谷学頭代が「木沢」なるものに「八町」への干渉を止めるよう求めた折紙。また③はそれとは逆に建仁寺の塔頭瑞勝院が西谷に「八町」内の同院領への「押妨」停止を求めた書状である。

これらの三点の史料からはA、Bの二冊の地検帳が西谷によって作成されるにいたった経緯がかなり明確に浮かび上がってくる。まず、西谷が「八町」を領有するにいたった契機であるが、これについては②の「五條町高辻間東西八町地事、依日吉八王子神人殺害、山門企大訴、御成敗申下、年来当谷令知行」なる一文がすべてを物語っている。すなわち「八町」は「日吉八王子神人」の殺害を契機として、西谷が幕府から与えられた地だったのである。山門は同寺所属の僧侶・神人が殺害されたとき、その殺害現場を中心とした一定範囲の領有権付与をしばしば朝廷・幕府に要求、貫徹しており、このときも西谷は「日吉八王子神人」の殺害現場として「八町」を手に入れたものである。なお、当時、西谷が八王子社を管轄していたことは、別稿で詳述した通りである。

そして、②にいう「御成敗」が下された時期を正確に示してくれているのが①の打渡状案である。この時、「山門雑掌」に打渡された「高辻町五条与間西類之四丁町、已上前後八町分」こそが二冊の地検帳が記す「八町」であり、とすれば、西谷が同地を直接手にしたのは、文安五年四月十九日だったということになる。ちなみにこの打渡しが行われる二日前のこととして、『康富記』同月十七日条には次のような出来事が記録されている。

日吉祭事、兼日有神訴、去月比斯波被官人織田内者殺害日吉神人有名無実云々、依之今月五日、五條町辺日吉神人等発向之、其事未散

憤之間、訴申也、先為祭礼無為、有一途成敗歎云々、如何、

「日吉神人等発向」が「五條町辺」を対象としていることからして、これが②にいう「五條町高辻間東西八町地事、依日吉八王子神人殺害、山門企大訴」という事件そのものである。そして、その結果として①をもって西谷に打渡されたのがそこにいう「前後八町」だったのである。では、その後、Aが文正元年五月に作成されるにいたった経緯はどのように理解すればよいのであろうか。それを知る手がかりが『祇園社記』続録五に残されている。Bと同じ文明九年十二月十六日付の「五条八丁町重書案文七通」の目録である。それによると、「八町」の「重書」は「最初証文」と「第二度目証文」の二種類あり、前者は文安五年発給の「右京大夫殿御教書」以下の四通から、また後者は文正元年発給の「尾張守御教書」「忠高折紙」(命題)・「貞基・之種両奉行奉書」の三通からそれぞれ構成されていたことが知られる。つまり幕府は文正元年にいたって西谷に「八町」への領有権をなぜか再認定し、これを受けて同谷が作成したのがBだったのである。そして、そのBの作成が結果的に西谷の「八町」への支配強化をもたらしたであろうことは、③に見える「去文正元年五月比雖為山門押妨」という一文から十分に読みとることができる。「八町」の領有権を西谷が手に入れたのが文安五年四月であったこと、その直接のきっかけとなったのが「斯波被官人織田内者」による「日吉八王子神人」の殺害にあったこと、さらには文正元年五月に幕府の再認定を契機として、西谷がAを作成して当該地区の支配強化に乗り出したことなどがあきらかになった。では、乱前のこ

れらの推移を念頭において、次に応仁の乱中および乱後の「八町」の状況を見ていくこととしよう。

とはいえ、乱中の「八町」の状況を探る手懸りは、わずかに②③に見える「近年右衛門佐方雖被押領候、天下乱勢之上者、沙汰之限候」、「依一乱右衛門佐殿雖為押領」といった文章しかない。ただ、ここで西谷学頭代・瑞勝院の双方がともに乱中の「押領」主体として「右衛門佐殿」すなわち畠山義就の名をあげている点は注目される。つまり、乱中、「八町」を中心とした一帯は畠山義就の支配下にあり、彼はたんに当該地区を占領していただけでなく、そこから地子銭を徴収していたことがこれによってわかるからである。

西軍で畠山義就と大内政弘が「地子論」で合戦し双方に死者が出るといふ事件を起こしたのは、文明六年九月のことであった。西軍の諸大名が占領地区の地子銭を収入源の一つとしていたことを裏付ける事件であり、観点を変えれば、彼らの占領地区すなわち「下京」にはいまだ地子銭を納める能力をもった「町人」の生活が厳然として存在していたことになる。

乱後、「八町」がすぐに旧「地主」の領有下に復したことは、②③にそれぞれ「雖然御敵等既令没落、御静謐候上者、為山門加成敗候」「御敵退散之上者、為上意、寺社本所領如元可全知行之旨、被仰出」とあるところからもあきらかである。②の宛所の「木沢」がいかなる人物であったかはわからないが、③の瑞勝院の書状といい、乱後ただちに「八町」の領有をめぐって西谷と各「地主」との間では激しい相論が展開されていたのである。そして、そのような状況のなかで西谷が自らの権利を確保する目的で作成したのが、他ならぬBの地検帳であったと考えられるのである。

より明確にそのことを示してくれる事実もある。Bの奥に連署する「学頭代」と②の発給者「西谷学頭代」の花押の一致である。二つの花押は完全に一致する。また、この点からすれば、②が発給された「十二月十六日」とは、Bが作成された文明九年十二月十六日その日であった可能性が高く、とすれば、応仁の乱の終了直後に西谷が他の「地主」との争いに備えて作成したのがBの地検帳であり、その完成にあわせて彼らは「木沢」への抗議も行なっていたということになる。なおBの表題がAのそれを強く意識したものとなっているのも、Bが乱前の状況を念頭においた上で作成されたであろうことからすれば当然のことであったといえる。

限られた史料で推論に終始した観がないでもないが、「八町」に限っていえば、乱前・乱後の状況を合わせて見ることで、乱中の特異な状況が不十分ながら検証できた。ここでは占領中の諸大名が地子銭を徴収するという戦時下特有の地子銭支配が行なわれていたのであり、幕府の限定的な京都支配の対局には、西軍による軍事力をもつてする強権的な「下京」統治が存在していたのである。

そして、このような西軍統治下の「下京」には、当然のことながら幕府（東軍）の役銭徴収権は及ばなかったものと考えられる。ただ、注目すべきは、その一方で馬上役は後述するようにある時点まで確実にこの「下京」の日吉神人からも徴収されていたという事実である。敵対する西軍の統治地域でなぜ山門の馬上役に限って徴収が可能であったかはのちに改めて考えることとし、ここでは乱中の京都が東西両軍の完全な分割統治下にあったことを再確認し、次に山門がどのようにしてそのような「御構」「下京」および京都外に分散した日吉神人から馬上役を徴収していたかを見ていくこととし

よう。

三、馬上役徴収主体の変化

— 応仁二年から文明二年まで

乱中の馬上役徴収状況を検討するに先立ち、乱前にその徴収にあっていた馬上方一衆について、改めて現在、判明している範囲で簡単に整理しておきたい。

馬上方一衆は日吉小五月会の馬上役を京都の日吉神人から徴収するために、至徳年間（一三八四〜八七）、幕府の支援のもとに創設された機関であった。その「一頭」と呼ばれた構成員はいわゆる山徒の土倉によって占められており、その数は時期によって若干変動するもののほぼ十二人前後で推移している。

一頭の下には、三十数名から数名におよぶ日吉神人の「諸商売」（土倉・酒屋・風呂屋・味噌屋・紺屋）が組織されており、一頭は彼らから日吉小五月会の費用を神役として徴収することをもつてその主たる役務としていた。応仁の乱前の一頭がどの程度の人数の日吉神人をその「下」に置いていたかを示すため、馬上方一衆の算用状をもとに作成したのが表3である。いづれも断片的なものであり全体を掌握するにはいたらないが、これによって一頭が統括していた日吉神人のおおよそを知ることが可能であろう。

ちなみにこれら算用状の作成時期についていえば、作成年代のはつきりするIの文正元年の算用状が一つの手がかりとなる。すなわち三点の算用状には、定泉坊、宝聚坊、宝蔵坊の三人の一頭のデータが共通して残るが、乱直前には一頭による日吉神人統制が弛緩する

表3 馬上方一衆の一頭統制下の土倉・酒屋等の軒数

No	(年月日)	I (文正元年)			II (年月日未詳)				III (年月日未詳)				IV (年月日未詳)				
		一頭名	酒屋	味噌	小計	土倉	酒屋	他	小計	土倉	酒屋	他	小計	土倉	酒屋	他	小計
1	正実坊	24	2	26	?	36	2	38									
2	小林坊				1	2	4	7									
3	定泉坊	9	7	16	4	16	1	21	8	14	8	30					
4	正蔵坊				4	18	?	22									
5	禅住坊	26	2	28					14	38	8	60					
6	宝聚坊	0	1	1	1	4	2	7	0	1	1	2					
7	定光坊	12	0	12													
8	龍泉坊	4	0	4									4		1	5	
9	長寿坊	6	0	6													
10	光林坊	3	?	3													
11	安養坊	2	1	3									3	4	1	8	
12	宝蔵坊	1	2	3	3	10	2	15	1	5	3	9					
13	惣持				0	1	0	1									
	合計(仮)	87	15	102	13	87	11	111	23	58	20	101	3	8	2	13	

注1) 出典は以下の通りである。

I、文正元年十二月八日付「馬上方一衆大嘗会懸引方算用状案」(『八瀬童子会文書』二三八号。未収録部分あり)

II、年月日未詳「日吉小五月会馬上方一衆算用状断簡」(『八瀬童子会文書』未収録分)。

III、年月日未詳「日吉小五月会馬上方一衆算用状断簡」(『八瀬童子会文書』二三九号、二四一号。未収録部分あり)

IV、年月日未詳「日吉小五月会馬上方一衆算用状断簡」(『八瀬童子会文書』未収録分)

注2) 日銭屋、風呂屋、味噌屋、紺屋の業種は一括して「他」でその軒数を示した(Iを除く)。

傾向にあったとすれば、Iよりも多い人数を数えるII、IIIは文正元年以前の状況を伝えるものと判定されるからである。
またIIとIIIの前後関係であるが、これも三人が配下に置く土倉・酒屋の数を較べれば、全体としてIIIよりIIのほうが多いことから、

表4 土倉・酒屋一軒当たりの賦課額

業種	出典		
	I	II	III
土倉 上		23,500	
土倉 中		6,500	
土倉 下		3,500	5,000
酒屋	1,200	13,000	15,000

注) 出典は表3の注1参照。

IIが先行してあり、IIIがのちに作られたものらしいことがわかる。なお、IVに関しては欠損部分が大きく前後関係はまったくわからない。

表4はこれら算用状に記された一軒あたりの神役を整理したものである。表3・4からは神役が一定していなかったという事実とともに、その課役対象が土倉・

酒屋・日銭屋にとどまらず、紺屋・風呂屋にまでおよんでいたこと、土倉に上・中・下の三ランクの格付けが行なわれていたことが知られる。また、これら「諸商売」の日吉神人から徴収された馬上役が、どのように使われたかを知るために、馬上方一衆の算用状をもとに作成したのが表5である。いずれも破損が著しくこれまたその支出(下行)の全貌を掌握するには至らないが、馬上方一衆の手によって徴収される馬上役が毎年二千貫文以上に及んでいたこと、そのなかから「祇園功程」の名で呼ばれるいわゆる祇園会の馬上役が支出されていたことなど、これまでまったく知られていなかったいくつかの事実がこれによって確認できよう。一頭によって構成される馬上方一衆の活動は想像以上に複雑な内容を持つものであったといえる。では、そのような彼らの活動は応仁の乱の勃発とともにどのように変化していったのであろうか。

乱が起こった時、馬上役を徴収される日吉神人の側からすれば、選択できる道は大きく分けて三つしかなかった。東軍(幕府)の「御構」、西軍の「下京」のどちらかに住むか、あるいは京都を脱出して地方に移住するかの三つである。「下京」の住人でわざわざ

表5 「馬上役」の下行細目

下行項目	定 額	I	II	III	IV	V	VI
外御供	140,0				84,0	140,0	100,0
内御供差定本功程	55,0	55,0					15,0
外御供櫛本	40,0				35,0		30,0
内御供櫛本	40,0	40,0			35,0		30,0
方人御訪	170,0	170,0	170,0	170,0	33,0		170,0
外護分(円明坊)		100,0		100,0	63,0		
方執行	100,0	100,0	100,0		78,0		20,0
馬衆							25,0
小神事	57,6	28,8		28,0		28,6	10,0
所司十官	65,0						25,0
男本人	50,0						50,0
本馬上惣功程	730,0	480,0			197,0	318,5	
本馬上櫛本訪	100,0	100,0			93,0		70,0
本馬上扶持人訪					6,9		
差符大夫		10,0					
公後見							10,0
円幸	50,0	(50,0)	50,0	50,0		2,4	
獅子王		7,5	7,5		7,5		
田楽両座		5,0	5,0		2,5		
粟津大櫛下行物		20,0	20,0		20,0	20,0	
未日神供		38,8	37,0		38,8	16,0	
年行事訪		20,0	20,0				
雑掌給	20,0	20,0	20,0		10,0	10,0	
職士給		15,0	15,0		15,0	15,0	
毎年雑用		100,0	100,0				
祇園功程	300,0	300,0	300,0	300,0	40,0	40,0	
合 計		2100,0	2128,0				

注) 出典は以下の通りである。銭の単位は貫文。VI以外はすべて断簡で年紀はない。

- I、【八瀬童子会文書】三三五・三三六号。未収録部分あり。
- II、【八瀬童子会文書】未収録分。
- III、【八瀬童子会文書】未収録分。
- IV、【八瀬童子会文書】三三八号。未収録部分あり。
- V、【八瀬童子会文書】三三九号。未収録部分あり。「定額」の記載あり。
- VI、【八瀬童子会文書】二八四号。文明五年(1473)の年紀、「定額」の記載あり。

なお、乱が始まった応仁元年には馬上役は従前通りに徴収されており、また小五月会も執行されたようである⁽²⁴⁾。したがって、以下では応仁二年以降の状況を順を追って見ていくこととする。

応仁二年 馬上方一衆が護正院との間で「外御供差符職」の「本功程」を一四〇貫文の定額で請け負う契約を結んだのは応仁二年四月のことであった⁽²⁵⁾。彼らが馬上役についてはこれまで通りの徴収が可能と判断していたことを示すものであるが、この点は幕府も同様で、同月、「園城寺雑掌」に宛てた次のような「室町幕府奉行人連署奉書案」が残る。

就今度念劇、日吉馬上合力神人等事、令散在辺土所々之間、小五月会以下神事既可退転云々、太不可然、所詮松本 居住輩駈加之、任先例可專神用之⁽²⁶⁾。仰付一衆中訖、此分可被加下知之由、被仰 仍執達如件、

四月廿三日

之種⁽²⁷⁾
貞基⁽²⁸⁾

園城寺雑掌⁽²⁹⁾

京都の日吉神人がどこに「散在」しようとも、馬上役はかわることなく馬上方一衆によって徴収されるべきであるとも彼らは考えていたのである。

しかし、現実には戦火が拡大していたこの年の馬上役の徴収は困難をきわめる。特に京都の二つの地区のうち、「御構」では、幕府はより多くの酒屋・土倉をそのなかに移住させようとしてであろう、

「御構」に入るものが少なくなかったことは、先に見た通りである。もちろん「御構」には当初よりそこに住んでいた日吉神人もいたが、乱の勃発によって彼らもまた改めてその去就の決断を迫られたものと考えられる。そして、その結果、馬上方一衆も彼らの動きにに応じた三様の対応を余儀なくされることとなる。

乱中の馬上方一衆による馬上役の徴収状況、およびその結果としての小五月会の執行状況を年次を追って検証していくこととしたい。

当初は馬上役を免除する政策をとっていた。たとえば、少し後のこととなるが、文明四年四月十四日付「馬上方一衆雜掌申状案」によれば、「五条町北東頼」の「ひかき・柳」酒屋は、「今ハ御構二候」ことを理由に馬上役を免除されていたという。³⁴一方、西軍の「下京」では六月十一日の時点で「馬上出銭」一一九貫文という数字が残されており、その徴収は従来通り実行されていたようである。³⁵先にあげた文明二年の「東御陣中」での馬上役の徴収総額五十一貫文が後述するように同年の「西陣中」のその約六分の一にしかあたらな
いのは、このような幕府の政策を反映したものと推定される。なお、文明元年の時点で「下京」では酒屋九軒、風呂屋二軒という数が記録されている。³⁶

このほか京都を脱出した日吉神人の多くは山門膝下の東西坂本に「散在」していたが、そこからの馬上役徴収も意外なことに難航している。原因は彼らを被官としていた「山上」の「院々谷々」の反対にあった。西塔では早く五月二十三日に幕府から「坂本中」「京都没落酒屋・土倉」への馬上役「免許」の奉書を獲得しており、また東塔西谷も同谷領「西坂」に「散在」する日吉神人からの馬上役徴収に異議を唱えている。³⁸この地域では、馬上役徴収が小五月会の執行主体である「山上」の大衆の反対にあうという思いがけない事態が惹起していたのである。

山門の膝下がこの有り様であった。他領に「散在」した日吉神人からの馬上役徴収が順調に行くはずがなかった。六月になると、西塔は「新熊野公文所」以下の他領の管理者にその徴収への協力を求める集會事書を発している。³⁹しかし、ときすでに遅く十二月になつてなんとか「注連上」だけは執行されたものの、⁴⁰祭礼が年内に執行

されることはついになかった。

文明元年 それでも年末から翌文明元年（応仁三年）初頭にかけて断続的に馬上役の徴収は続行されており「御構」での徴収状況はわからないが、「下京」ではそれなりの成果をあげている。⁴¹また「山上」でも文明元年二月に東塔が「三院衆儀口入」を受け入れて洛外の「当坊被官」酒屋への馬上役賦課を認めるなど、⁴²ようやく三塔が一致団結して祭礼の実現をめざす動きが活発化してくる。ただ、西谷は依然として「西坂」の「京都神人」からの馬上役徴収を認めず、⁴³結局は文明元年も五月を迎え、前年（応仁二年）分の小五月会はついに中止のやむなきにいたる。

のみならず、この頃になるとこの年（文明元年）の小五月会すらその執行が危ぶまれる状況が現出しており、五月三日に幕府からの要請に基づいて馬上方一衆が提出した「馬上合力神人所々散在々所注進状案」によれば、「西坂」所在の二十二ヶ所の「散在々所」のうちいまだ十四ヶ所が「号西谷支未納」となっている。⁴⁴また、五月五日付の注進状が「下京」の酒屋十二カ所を「有名無実在所」と記録していたことは先に見た通りである。

二年続けての祭礼中止という事態だけは避けたい「山上」が、馬上方一衆に「功程銭未納」在所の注進を命じ、自ら「催促」に乗り出したのは五月十二日のことであった。⁴⁵前年の他領主への協力要請から一歩進んで「山上」は自らの手で「催促」を行なうことを決意したのである。その甲斐あつてであろう、小五月会は五月に入りなんとか執行されている。⁴⁶

文明二年 翌文明二年の状況もきわめてきびしいものがあつた。祭日をはるかに越えた六月末になつても、「山上」が山門使節をもつ

て馬上方一衆に小五月会の下行料足の納付を督促しなければならぬ有り様で、事態はさらに悪化していく。それでもこの年はまだ「西陣中」からは三二九貫二〇〇文が収納されている。「酒屋一所別」二五貫文とすれば、十数軒の酒屋がまだ「下京」で健在だったということになる。

西谷が三塔の説得を受け入れようやく西坂本からの馬上役徴収が実現したのはこの年の六月のことで、式日から遅れること約四ヶ月、八月二十五日に文明二年の小五月会は執行されている。ちなみにこの年の算用状には「俄二祭礼依有之」とあり、それは突然に行なわれたらしい。また、「本馬上榊本」への差定は大幅に遅れて翌年文明三年の六月に執行されている。のちに「日吉馬上役事、文明三年より無沙汰」とか、あるいは「一乱中小五月会両度候」といわれるように、結果的にこれが同会が完遂された最後となる。ただ、厳密にいえば、これ以降、小五月会が完全に廃絶してしまっただけではなかった。同会は規模を大幅に縮小しながら以後もしばらく執行され続けている。次にそのような文明三年以降の状況を見ておくこととしよう。

四、乱中の馬上役の実態 — 文明三年から文明六年まで —

応仁二年以降、馬上役徴収になんら有効な手を打てなくなっていた幕府に代わって、その代役を努めたのは、これまで見てきたように「山上」であった。そして、それにもとにない、馬上役徴収のシステムも自ずから前代までとは大きく変化している。

文明三年 文明元年五月三日付「馬上合力神人散在々所注進状案」

によれば、はやく文明元年の時点で、「下京」では馬上役は配符をもつて徴収する方法が採用されている。「山上」が日吉神人から直接馬上役を徴収するにあたり用いたのが「配符」であったことは、「左方馬上合力年行事記録」の記載からあきらかである。同記によれば、文明三年十二月十二日、「配符」を「入」れるために「職司二人、当社宮仕、方人房より中方一人」が「西坂」に派遣されている。彼らはこの後「志賀」にも派遣される予定であったという。そこには一頭の姿はまったくなく、乱中に「山上」が従来の「一頭」制にかわって、新たな「配符」制をもつて馬上役徴収を実現していることとしていたことがよくわかる。

文明四年 そして、さらにこの点をより明確な形で物語ってくれるのが、文明四年四月、馬上方一衆雑掌が山門の「三院公文所」に宛てて発した数通の注進状である。馬上役納入を拒否する日吉神人を訴えたその注進状は「不日罷下於坂本可申明候由、御下知可為肝要候」という文言で結ばれている。つまりこれもまた馬上方一衆が馬上役徴収についてその大半を「坂本」つまり山門（延暦寺大衆）の手に委ねようとしていたことを示すものであり、もはや馬上役に関しては「山上」が名実ともにその実務の大半を統括するにいたっていたことをこの文言はよく物語っている。

さらにこの注進状で今一つ注目されるのは、「下京」居住の日吉神人を在陣中の諸大名・武將との被官関係で分類している点である。そこに見える日吉神人と諸大名・武將との被官関係を馬上役拒否の理由とともに一覧とすれば、表6のようになる。

このなかでとりわけ着目したいのは、「北大路大宮北類」の「堀」の事例である。「北大路大宮北類」は当時山名政豊が占領していた

表6 西軍占領地区（西陣・下陣）の日吉神人

	所在地	神人名	大名・武将名	神役拒否理由	一頭名
西 陣	五辻柳筒西北類	(不明)	あんせいゐん	八幡神人	正実坊
	五辻大宮東類	木 下	高田方(陣屋)	無力・陣屋	(不明)
	北小路大宮北類	堀	山名政豊(少弼殿)	無商売	禪住坊
下 京 (下陣)	四条猪熊西北類	沢 村	山名教之(相模殿)	八幡神人	定泉坊
	四条西洞院北西類	泉 屋	大内政弘(大内殿)	八幡神人	(不明)
	錦小路西洞院東南類	林	大内政弘(大内殿)	八幡神人他	正実坊

いわゆる「西陣」地区に含まれており、「堀」がその山名政豊の「被官」となっていたことがこれにより判明するからである。西軍の占領地区では、日吉神人はその地区を占領する大名と被官関係を結ぶようになっていたのである。乱中、「堀」に限らず、日吉神人は彼ら大名の被官となることを余儀なくされていたものと推定される。

そして、とすれば、表6からは当時、大内政弘・山名教之ら西軍の諸大名が「下京」のいかなる地区を占領していたがある程度読み取れることになる。たとえば大内政弘は、山名政豊が東軍についた直後の文明六年七月の総攻撃では、六角油小路に「要害」を構築しており、その占領地区としては、堀川以東、三条から四条あたりを想定する

ことも可能であろう。また、それとともに諸大名と日吉神人との関係で留意されなければならぬのは、それが一般の武家における主従関係ほど強力な人的結び付きを意味していなかったであろう、いう点である。そのことは、表6の「神役拒否理由」の項を見れば一見してあきらかである。彼らが馬上役納付拒否の理由としたのは八幡神人であることであり、大名の「被官」であることではなかった。つまりここにいる「被官」とは、占領地区の「町人」であることを示す程度の意味で用いられていたものと考えられる。

文明五年 文明五年については、馬上方一衆の一人である安養坊が「執沙汰」した「下行物」の注文が残されており、六五〇貫文が馬上役として小五月会に下行されていたことが確認できる。彼がどのような形で馬上役を徴収したかは定かではないが、その下行の内訳は表5-VIに示した通りである。方執行への下行が定額の五分の一の二〇貫文にとどまっているのに対して、外御供・方人といった山徒への下行がいずれも定額の一〇〇貫文、一七〇貫文を確保している点が目を引く。

文明六年 翌文明六年になると、一頭から配下の日吉神人を再度掌握しようとする動きも出てきている。『華頂要略』の同年閏六月条には、正実坊泰運が青蓮院庁務に宛てた次のような書状とそれに添えられた注進状が収められている。

A 正実坊泰運書状案

就左方馬上□□之事、私下在所今別紙注進候、然者、此趣、方執行・護正院両所如元被仰付□□入候、如何□罷下御礼可申候、

閏五月十一日

泰運判

庁務御坊中

B 正実坊泰運左方馬上在所下注進状案

左方馬上在所下事

西大路町西北類

柳原室町南東類

木下西南類

長谷東類

白雲前西北類

犬馬場口東類

御霊辻子北角

以上

右、所注進申状如件、

文明六年閏五月十一日

正玄泰運判

正実坊泰運が「私下在所」の復活に乗り出していたことが知られよう。ちなみにBに見える在所は、判明する限りでいえば、すべて東軍の統治地区内であり、泰運の動きがあくまでも東軍内でのものであったらしいことがわかる。なお、この年の祭礼は五月五日から遅れること約半年、十二月の末になって「小五月御ユキ」だけが執行されている。

以上、乱中も「山上」主導のもとに馬上役が文明五年まで京都およびその周辺部からまがりなりにも徴収されていたこと、およびそれと同時に小五月会も縮小された形とはいえ同じ頃まで執行されていたことが確認できた。では、幕府の役銭が乱の勃発とともに「御構」内に限定されてしまったのに対して、山門の馬上役はなぜそうはならなかったであろうか。その理由はただ一つ、馬上役が本来、神役であったことによると考えられる。

思えば、日吉小五月会の馬上役は、もともとは幕府とはなんら関わりのない日吉社の神役であった。乱の勃発によって幕府権力が大幅に縮小した時、山門は馬上役をそのもの姿に返すことによって維持しようとしたのであった。乱中にいち早く、馬上役の本来の賦課主体である「山上」すなわち延暦寺の大衆がその徴収に乗り出して来たのは、この点からいえばむしろ当然の成り行きであったといえる。そして、それは再び純粹な神役となることで、敵対する西

軍の「下京」からも徴収可能となったのであり、たんなる商業税に過ぎなかった幕府の役銭との本質的な違いがここにあった。

ただ、とはいっても幕府の後ろ盾を失った馬上役が現実には次第に先細りとなっていかざるを得なかったのも事実である。純粹な神役にいわば先祖返りさせることで一時的な延命には成功したものの、武力行使を伴わない「山上」だけでは、その徴収は結局はきわめて困難であったということになる。

むすびにかえて — 乱後の馬上役 —

文明九年十一月、大内政弘以下の西軍の諸大名の京都からの撤退は、いかにも唐突であった。

十一月十一日、晴、(中略) 爰亥剋計敵陣有火事、驚見之

處、畠山修理大夫自焼云々、自去九月比、大内左京大夫

可參御方之由類申之、有御間、今夜已俄引退、仍

土岐美濃守、畠山修理大夫等令自焼、全没落、仍諸陣皆同炎上

□□物念已及十一ヶ年、洛中自敵並陣隔堀之處、適及如此之儀、

珍重々々、旧院御所炎上、禁裏御留守御所相残、珍重々々、

『親長卿記』の伝えるところである。西軍の「下陣」は焼き払われ、「洛中自敵並陣隔堀」といった状況によりやく終止符が打たれるときが訪れる。東西両軍の占領地区のちようど狭間にあって乱中放置されていた土御門内裏に「越堀人々」が押しかけ物品を略奪するといった混乱もあったものの、ここに「御構」と「下京」は実に十年の歳月を経て連結、京都は再び一つとなる。そして、その結果、京都の日吉神人を賦課対象とした馬上役に関しても、乱前の状況を

復活させようとする動きが当然のように出てくる。

その最初の動きは、乱の終焉からおよそ一年半前の文明八年四月にさかのぼる。『結番日記』同年四月条には、次のような記事が見えている。⁶⁴

(四月七日条)

一、飯加州被申、日吉馬上役事、文明三年より無沙汰候、以事(飯尾元連)書連署申候、日野殿へ申候へハ、土倉方之事候間、貴殿へ(伊勢貞宗)可申由候、御返事、土倉方之事候へ共、馬上役之事ハ、自先々不存候事候、乍去小五月なと候ハぬニ、馬上役事計ハ不便次第候歟、能々御礼明候て可然存候、如何にも御祈祷事候間、能様可被仰付候、

(四月十九日)

一、飯尾大和守被参申候、就馬上錢儀、自山門以書状申候、御返事可為 上意候、

(四月二十日)

一、飯尾大和方参被申、先度内々得御意候つる小五月会馬上役事、日野殿へ申候處、御祈祷二候之間、御神事あるへき事可然おほしめし候、土倉并山上辺時宜事成候様可致談合之由被仰候、御返事、かやう時宜更不存候、先々有来候様ニ御談合可然候、

実はここに見える「土倉方」はこれより先、すでに復活を果たしていた。文明七年正月付の定泉坊の「懸納下注文」によれば、幕府の「懸納」と呼ばれた役銭の徴収対象は、東軍の「当構」だけでなく「西陣」「下陣」にまでおよんでいる。⁶⁵西軍がいつ自分たちの占領地区での幕府の役銭徴収を認めたかは正確にはわからないが、大

内政弘が日野勝光を仲介として東軍と和平を計った文明六年九月以降のことであろう。文明八年になると、政弘は幕府に礼銭を献上しており、両者の間で乱は実質的に終わっていた。幕府の「西陣」「下陣」からの役銭徴収は、そのような政治状況の大きな変化を背景として実現したものと考えられる。そして、いまだ乱中にもかかわらず、延暦寺の大衆が「馬上役」の復興を幕府に願いだした理由もここにあった。つまり、彼らは「西陣」「下陣」までも賦課対象地域とした「土倉方」の復活を確認した上で、「馬上役」の復興も可能と判断し、その実現を幕府に願いだしたのである。

しかし、それに対する政所執事伊勢貞宗の返答は、延暦寺の大衆にとつて実に思いがけないものであった。彼は「土倉方之事候共、馬上役之事ハ、自先々不存候事候」と、「土倉方」と「馬上役」を切り離し、「馬上役」にはまったく関与しない旨を明言したのである。「土倉方之事」であつても「馬上役」は「不存」というその言葉は、幕府が乱前のように「土倉役」と「馬上役」を重ね合わせる意志をもちやまつたく持っていないかつたことを物語っている。つまり、幕府は乱後は「土倉役」をあくまで純粹な商業税として自らの力でのみ徴収しようとしていたのであり、そこに馬上方一衆が入り込む余地は残されていなかった。

そして、この点に関わつてさらに象徴的なのが日野勝光の述べたという「御祈祷二候之間、御神事あるへき事可然おほしめし候、土倉并山上辺時宜事成候様可致談合」という言葉である。応仁の乱を経ることにより、幕府にとって小五月会がたんなる一個の「御祈祷」「御神事」に過ぎなくなつていたことがこれによりよくわかる。

そのような幕府が「日吉馬上一衆」の復興をやつと正式に認

可したのは、乱が終息して一年、文明十年十一月のことであった。

日吉社小五月会左方馬上合力神人等事、寄事於一乱相交他社之
条、御糺明之處、八幡宮神人・貫首等雖申子細、無其理之上者、
不能許容、所詮任至德以来度々御下知之旨、至彼神人者、被返
付当社者也、早如元令支配合力錢、可被遂神事無為之節、若猶
有及異儀之輩者、速為被處罪科、云在所、云交名、可被註申之
由、被仰下也、仍執達如件、

文明十年十一月十六日

(市廳英基)
下野守

(後尾元通)
大和前司

馬上一衆中

同日付でほぼ同文の奉書が「山門三院執行代」「使節中」に宛て
ても発せられている^(註)。神事としての小五月会の復興に馬上役ひいて
は馬上方一衆の復活が必要なことは、幕府も認めざるを得ないところ
であり、このような奉書が発せられたのであろう。しかし、復活
した馬上役が乱前のそれとは似て非なるものであったことは、この
奉書からさらに八年後、奈良の大乗院尋尊が同役について記した次
のような一文がこれをよく示している^(註)。

一、春日住京神人事、京中へ坂本小五月馬上之頭を自山申、千
余貫大儀也云々、春日神人ハ此頭を遁也、今ハ京中倉・酒
屋・風呂・各味會屋、各毎年十貫分出之、

馬上役は「京中倉・酒屋・風呂」が毎年一律に十貫文を納入する
だけの一種の課役と化していたのであり、乱前の差定手続きを踏ん
で課せられる神役としての馬上役の姿はそこにはなかった。

応仁の乱は幕府と山門が京都の商業的な利潤を協力して収奪・分

配するといふそれまでの体制を完全に破綻に導いたといつてよい。
乱後、袂を分かった幕府と山門がそれぞれ京都の「諸商売」にどの
ように臨み、またこれに對して「諸商売」側がどう対応したか、い
ずれも今後の検証課題として、本稿をひとまず結びたい。

〈註〉

1 「追加法」一四八条(『中世法制史料集』)。明徳四年十一月二十六日付
で発せられた「洛中辺土散在土倉并酒屋役條々」の第三条で、そこに
は「一、政所方年中行事要脚内、六千貫文支配事」とある。厳密にい
えば、これは土倉・酒屋からの役錢だけで、これにその他のいわゆる
「諸業・諸商売役」(長祿二年四月付「四府駕輿丁申状案」『東山御文
庫記録』)を加えれば、その額は六千貫文をはるかに超えたことにな
る。京都における商業活動が生み出す富がいかに莫大なものであつた
かがうかがえよう。なお、この文書については、拙稿「延暦寺大衆と
日吉小五月会 その二」、『中世寺院社会の研究』、思文閣出版、二〇
〇一年、二九四～二九五頁参照)。

2 「日吉小五月会馬上役」および幕府の「役錢」に関しては、拙稿「延
暦寺大衆と日吉小五月会 その一、二」(前掲注1拙稿所収)参照。
なお、「役錢」の徴収はのち土倉方一衆のなから採られた納錢方一
衆がこれにあたるようになる(同前拙稿参照)。

3 乱中の京都の概要については、「応仁・文明の大乱」(『京都の歴史』
三、京都市編、一九六八年)、拙稿「古都炎上」(『京都ルネッサンス』、
河出書房新社、一九九四年)参照。また「御構」の範囲・構造等につ
いては、高橋康夫「応仁の乱と都市空間の変容」(『京都中世都市史研
究』、思文閣出版、一九八二年)所収参照。なお、高橋氏は「御構」
の範囲を「小川以東・烏丸以西・寺の内以南、一条以北の地域のほと
んど」とされている。後述する公家甘露寺親長の行動範囲などから判
断すれば、東軍はこれよりもやや広い地区、西は堀川あたりまでを統
治していたものと推定される。また、南も一部、一条を超えて支配し
ていたものと考えられる。この他、乱中に防御施設としての「構」が

洛中洛外に数多く設けられていたことについては、川嶋将生「洛中洛外」と応仁の乱後の京都」(『中世京都文化の周縁』、思文閣出版、一九九二年)参照。

4 乱中、京都と地方を結ぶ通行はしばしば断絶しており、たとえば文明五年に摂津で合戦があったときには、奈良との往来に「上下六日」もの日数を要するような状況が生まれている(『大乘院寺社雑事記』同年十一月三日条)。

5 拙稿「坂本の「寺家御坊」と山科家」(前掲注1拙著所収)。

6 甘露寺親長は文明四年、延暦寺の六月会への下向にあたって本来の「四方輿」ではなく「手輿」を用いた理由に「当時構為洛外」ことをあげている(『親長卿記』同年四月六日条)。つまり、「洛中」からの参向であれば厳格に「四方輿」を用いなければならないが、「構」は「洛外」であり「手輿」でも構わないというのが、親長の一貫した考えであった(『親長卿記』文明十年九月十一日条参照)。

7 表1の前半部に見える親長の訪問先で「御構」の南および西に所在する寺院が二箇所ある。清水寺と二尊院である。親長は乱中、清水寺には文明三年二月二十六日と同三年五月十八日の二回参詣している。清水寺は文明元年七月に兵火に罹り伽藍は焼失しており、この時期、かろうじて本尊だけが「五条東洞院」に避難していた(清水寺編『清水寺史』二、一九九九年)。後述するように乱中、親長は三条から東に延びる粟田口すら避けており、彼がそのさらに南に所在する清水寺に参詣したとはどうしても考えられず、ましてや敵陣のまっただ中の「五条東洞院」に行けるはずがなかった。あるいは親長が参詣したのは「御構」の中に避難して来ていた清水寺の何らかの施設あるいは人物だったのかもしれない。ちなみに二度の「清水(寺)」参詣は、誓願寺への参詣といっしょに行われており、とすればそれは同寺の近くにあった可能性が高い。

また、二尊院についてもいわゆる西軍の「西陣」のさらにそのむこうの嵯峨にまで親長がすんなり行けたとはやはり考えにくい。この時期、二尊院は乱によって「退転」しており、「堂舎」が復興するのははるかに時代の下った永正十二年(二五二八)のことである(永正十二年四月二十八日付「室町幕府奉行人連署奉書」(『二尊院文書』)。

仮に百歩譲って、親長が大きく迂回して清水寺・二尊院に参詣していたとしても、両寺はともに「洛外」に所在しており、乱中、彼がいわゆる「洛中」に足を踏み入れなかったという事実に変わりはない。

8 京都から石山寺へ行くには、粟田口から逢坂越で大津を経由する道程がもっとも便利であった。この点、事例3は行きも帰りも大津を経由しており、一見したところ、逢坂越を用いたかのように見える。しかし、坂本経由の場合でも事例2のようにいったん大津に入りそこから石山寺に赴くことがあり、四日という所用日数からして、この場合もそうしたものと推定される。なお、乱後(文明九年十一月以降)の逢坂越を利用したと推定される参詣では所用日数はすべて二日となっている。事例9が唯一、乱後で坂本を経由しているのは、日吉祭参向の帰路を利用したことによる。

ちなみに親長が年に一度、石山寺に参詣し続けたのは亡き母の遺言があったからで、この点について親長は次のように述べている(『親長卿記』文明十八年九月十九日条)。

毎年宿願也、亡母遺命也、仍毎度参詣之時、為祈二親之善所之外無他事、

乱中に彼が危険を省みず石山寺に参詣し続けた理由が知られよう。表2では略したが、文明十四年以降も彼はこの石山寺参詣を続けている。

9 『親長卿記』文明六年四月二十一日条。彼は七月になると「女房」の「父母之墓所」参詣につきあい仁和寺あたりへ出かけ、その久しぶりに見たかあたりの風景を次のように日記に書きとめている(『親長卿記』文明六年七月十三日条)。

詣仁和寺、女房参詣父母之墓所之間、徳大寺旧跡為見廻令同導了、一向如荒野、近辺無寺庵・小家等、不便之體也、分荒野墓所、及夜雨下、

10 乱中の「洛外辺土」の荒廢ぶりがうかがえる。
桑山浩然校訂『室町幕府史料集成』(日本史料選書二〇、近藤出版社、一九八〇年)所収の『政所賦銘引付』の史料番号で示せば次のようになる。

150、162、163、166、177、184、186、194、206、269、288、303、307、311、317、

327、343、357、359、378号

なお、ここでいう「下京」というのは、一条以南を中心とした西軍の占領地区を指す。「御構」の中にいた公家らは、「去夜京都焼亡云々、下京云々」（『後知足院房嗣記』応仁二年三月十七日条）、「東寺衆令放火下京云々」（『後法興院政家記』同日条）のように、西軍の占領地区を漠然と「下京」と呼んでいた。ただ、このあと見るように、西軍の占領地区は厳密に言えば、一条以南のいわゆる「下陣」と、堀川以西の「西陣」の二つからなっていた。一般に西軍占領地区という場合には「下京」という言葉が用いられていたのは、「西陣」には民家が少なかつたからであろうか。ここでも当面「下京」を西軍の占領地区全体を指す言葉として用いていくこととする。

11 『政所賦銘引付』269号。

12 『政所賦銘引付』505号。

13 乱中、一条以南、堀川以西の地区については、東軍（幕府）の威令がまったく行われなくなっていたことはすでに見た通りであるが、唯一東軍がかかるうじて「御構」の東北方面を掌握できていたのは、いうまでもなくこの地区が延暦寺の支配下にあったことによる。

乱中、山門が幕府の執政のなかでいかに大きなウエイトを占めていたかは『政所賦銘引付』に収録されている訴訟のうち、いわゆる山徒および「院々谷々」に関わるものが全体の二十二%を占めていることがこれをよく示している（件数で二十九件）。ちなみに乱後になると、それはわずか七%（十五件）に減少している。その内訳は次の通りである（番号は『室町幕府史料集成』（前掲注10）の史料番号）。

A、乱中（文明五年九月～同九年十一月）

「山徒関係」 1、4、7、9、16、21、23、35、41、44、46、48、

49、64、66、68、70、78、86、106、107、110、120、134号

「院々谷々関係」 8、33、45号

B、乱後（文明九年十一月～同十八年二月）

「山徒関係」 165、253、256、294、298、318、323、347、360、369、373、382号

「院々谷々関係」 204、222、271号

14

『八瀬童子会文書』三三九号。『八瀬童子会文書』は三三九号文書の「紙背」として文明三年六月二十二日付の記録（もと袋綴）の表紙を

収録する。しかし、これは誤りで、内容・形状などから見て、現在「紙背」と名付けられている方が後から書かれたもので、したがって、現在、表となっている方が紙背となる。その本来の紙背文書の内容を文明二年のものとして判定した根拠については後出の注46参照。

15 『幕府室町亭火災記』（『蜷川家文書』八八号）。

16 『東寺執行日記』は東西の通行が自由になった様子を「上下万民、自一條橋知人ヲ尋入ト申テ、人々事外出入仕也、珍重々々」（文明六年四月五日条）と記す。また、『大乘院寺社雜事記』は、「下京以下商人等」が「御陣」に参上した様子を次のように伝えている（文明六年四月八日条）。

京都儀者、去三日、山名・細川対面、両方ニ大慶之由云々、披官人等申合故歟、仍下京以下商人等参御陣、泰平儀也云々、

17 宇野日出生「中世京都町屋の景観―八坂神社文書を中心に―」（『京都市歴史資料館紀要』一三、一九九六年）。宇野氏は、ここに記録されている「八町」を祇園社領と解釈されている。しかし、以下に詳述するように、これが延暦寺東塔西谷領であったことは表題などからしてあきらかである。新出史料の紹介にあたっては、できるだけその全貌をありのままに伝えることが重要であるが、宇野氏の場合、たんに「地検帳」のデータのみを列記するという、きわめて変則的な手法をとられたことが、このような誤りをおかす原因となったものと考えられる。ただ、表題・奥書を無視した史料紹介はやはり論外といわざるを得ない。

18 武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』（叡山学院、一九九三年）。

19 『八坂神社文書』二〇六五号。

20 『八坂神社文書』二〇六六号。

21 『八坂神社文書』二〇六七号。

22 ここに見える「御雑色」とは幕府の雑色、より具体的には地方頭人配下の雑色を指すものと考えられる。この前後、京中の家・屋地に関わる訴訟には地方頭人があたっており、③の「瑞勝院瑞吉書状」にも「打渡」を地方頭人撰津之親（撰津守）が執行したことが見えている。なお、地方頭人の職務等に関しては小林保夫「地方頭人考」（『史林』五八一五、一九七五年）参照。

- 23 瑞勝院は建仁寺の塔頭。同院の来歴について、『京都府寺誌稿』『建仁寺』は「建仁寺第百二世叔芳和尚（諱周仲）ノ開基ナリ、趾ノミヲ存ス」と記す。叔芳周仲は絶海中津の法嗣で、永享四年（一四三二）十一月晦日に没している。
- 24 拙稿「中世寺院における大衆と「惣寺」」（前掲注1）の注五七参照。全文を左に引用する。
- 25 紙面三云

紙面三云

仏乗坊
三位注記御坊

五条八丁町重書案文七通

右京大夫殿御教書 一通、立紙、
（細川勝元）
文安五年四月十六日、

教親之狀 一通、立紙、
（色）
年號同上、

信家折紙 一通、
（利光）
年號同上、

御雑色渡折紙 一通、
（頼朝）
年號同上、

以上取初證文

尾張守御教書 一通、立紙、
（山内康隆）
文正元年四月十七日、

高忠折紙 一通、
（多田）
文正元年五月八日、

貞基・之種兩奉行奉書 一通、折書、
（希徳）
文正元年四月十七日、

以上第二度目證文

都合七通

文明九年

十二月十六日

上使中

この文書目録からは次のような三点の事実が抽出・確認できる。

- ①乱前、幕府は文安五年と文正元年の二度にわたって西谷に「八町」を安堵していたこと。

- ②その遵行には、管領奉書をうけた侍所があたっていたこと。

- ③文明九年の「地検帳」（B）の作成は、それら乱前の幕府の安堵を根拠として実地されたものであったこと。

京中の家・屋地に関して幕府がいかなる権限を有し、かつそれらをどのように統治していたかを知る上でも貴重な事例の一つといえよう。

- 26 『東寺執行日記』文明六年九月二十六日条に「同日、畠山方與大内方、依地子論弓矢有之、両方二死人有之」と見える。

27

馬上方一衆に関しては、前掲注1拙稿参照。なお、「馬上方一衆」なる呼称について、改めて簡単に定義しておきたい。史料上には、「馬上一衆」「一衆（中）」という言葉が頻発するが、それらは厳密にいうと、二通りの意味をもって用いられている。一つは馬上役を負担する集団すなわち在京の日吉神人全体を、また今一つはその代表としての一頭の集まった機関を指す言葉としてである。たとえば、応仁二年六月六日付「延暦寺横川別当代衆議下知状案」（『八瀬童子会文書』未収録分。なお未収録分については注28参照）に見える次のような「一衆」の使われ方は前者にあたる。

小五月会□□功程銭事、寄□□右、号在坂本不可勤其役之由、□□段、希代次第、以外造意也、神事錯乱招其咎歟、太以不可然、既为一衆之上者、如先規可有其沙汰、来五日可被執行云々、致難渋、神事猶令延引者、懸其親類等、諸職諸得分以下、可結入神領之由、社中諸役者可加下知者也、仍衆儀折紙如件、

応仁一

六月六日

延芸

標藏院別当代

また、文明二年六月十一日付「延暦寺横川政所集會事書案」（『八瀬童子会文書』二七六号）の「右当社左方之馬上役事、在京之酒屋・土倉結一衆、毎年致勤役処」という表現も、在京の日吉神人全体を意味すると解する他はない。

これに対して「為当院沙汰、撰器用□譜代被結一衆已来」（宝徳三年六月三日付「延暦寺西塔政所集會事書」『同文書』二五一号）や、「当年歳差符職者、一衆中七契約申候処也」（応仁二年四月付「実乗坊紹慶契約状案」『同文書』三四八号）のようにあきらかに「一衆（中）」を一頭によって構成された機関を指す言葉として用いている例も数多くある。そこでここでは両者を区別するために、後者すなわち一頭の集団としての「馬上一衆」「一衆（中）」を「馬上方一衆」と表記することとした。「馬上方」なる表現は、少ないながら「馬上方一頭」（寛正四年七月十七日付「小林坊範運書状」、『同文書』二五六号）「馬上方大嘗会懸引方案」（文正元年十二月八日付「馬上方一衆大嘗会懸引方案用状案」『同文書』未収録分）といった使用例があり、また、

なによりも一頭の集団の創設・運営には、幕府が深く関与しており、土倉方一衆や納銭方一衆と同様に「方」の一字を付けるのがこの集団にはふさわしいと考えられるからである。

なお、ここまで馬上方一衆が日吉神人から徴収する神役を一括して「馬上役」と総称してきたが、厳密に言えば、彼らがいわゆる「馬上役」だけでなく「外御供」「内御供」といった他の神役をも請け負い徴収していたことは、拙稿「日吉小五月会と延暦寺大衆 その一」(前掲注2)で詳しく見たとおりである。ただ、本稿では行論の都合上、それらを特に厳密に区別せず、日吉小五月会の神役を一括して「馬上役」の総称で呼ぶこととした。

28 これら四点の算用状はいずれもその一部分だけしか史料集『八瀬童子会文書』に収録されていない。同史料集にはこの他にも中世文書で、本来一具のものでありながらその一部しか収録されていない中世文書が数多くある。また、まったく収録されていない中世文書・記録も少なくない。以下、部分的に未収録のものについては「未収録部分」、また完全に未収録の文書・記録に関しては「未収録分」と表記する。

なお、四点の算用状のうちIの未収録部分に関しては、拙稿「延暦寺大衆と日吉小五月会 その一」(前掲注2)の注38参照。また、IIの『八瀬童子会文書』二三九号、二四一号は、別々に収録されているがもともと一具のもので、未収録部分を合わせれば全五紙からなる。康正二年(一四五六)から長祿二年(一四五八)にかけて馬上方一衆が一時期その活動を停止し、寛正年中には「役銭」の徴収が正実坊一人に命じられるなど、乱直前にはそれまでには見られなかった新たな動きが起こっている。これらは直接には幕府の政策によるものであるが(前掲注1拙稿参照)、その根底には嘉吉元年の土一揆・徳政令による京都の土倉・酒屋、ひいては京都の商業界全体におよぶ凋落傾向があったものと推定される。

30 馬上方一衆が祇園会馬上役を請け負っていたことについては、拙稿「延暦寺大衆と日吉小五月会 その二」(前掲注1)参照。

31 応仁元年に日吉小五月会が執行されたことを伝えるものとしては、「左方馬上合力年行事記録」(『八瀬童子会文書』二五七号)がある。同記録によれば、「本馬上」「外御供」「内御供」の差定は、この年も

例年通り行なわれている。神事も執行されたものと推定される。

32 応仁二年四月付「実乗坊紹慶契約状案」(『八瀬童子会文書』三四八号)。

33 「馬上方一衆文書引付」(『八瀬童子会文書』未収録分)所収。

34 「八瀬童子会文書」二〇九号。文章の途中を欠くが、最初に「今度掠給候御奉書案出帯申候」の文言があり、「御構」にしていることを理由に「御奉書」を「掠給」ったことを訴えた申状であることがわかる。

35 応仁二年六月十一日付「馬上出銭在所納分算用状」(『八瀬童子会文書』二二七号)は本文書の一部。前後は未収録。

36 文明元年五月三日付「馬上合力神人所々散在々所注進状案」(『八瀬童子会文書』二〇六号。後半部分は未収録)。

37 (応仁二年)五月二十三日付「室町幕府奉行人連署奉書案」(前掲注33「八瀬童子会文書」未収録分に記載される)。宛所は「西塔院衆徒」。

38 応仁二年閏十月四日付「室町幕府奉行人連署奉書案」(前掲注33「八瀬童子会文書」未収録分に記載される)。宛所は「本院西谷雑掌」。

39 「八瀬童子会文書」二六一・三〇六号。この二点の史料は本来一通のものである。文書名は内容からして「延暦寺西塔政所集會事書案」とするのが正しい。

40 「八瀬童子会文書」三〇六号の紙背に次のような一文がある。
応仁二年十二月十八日上

就注連上於京都納下行分事
本馬上榊本
五条坊門烏丸東頼

41 「八瀬童子会文書」二〇六号(前掲注36参照)。この文書の後半部(未収録部分)の末尾には次のような記載がある。

一、西陣内
酒屋 十二 本集 雖入配符之、依為有名無実
在所、如形宛出之畢、出銭不同

風呂 二
右、注進如件

文明元年五月三日

42 応仁三年二月六日付「延暦寺東塔執行代下知状案」(『八瀬童子会文書』三一九号)。

43 応仁三年四月二日付「延暦寺三院執行代連署書状案」(「八瀬童子会文書」二六七号)。

44 前掲注36史料。

45 文明元年五月十二日付「馬上方一衆連署書状案」(「八瀬童子会文書」二七一号)。文中に「^①無神事余日、不限此在所、山上^江注進^②名候之間、為山上催促事」とある。

46 『八瀬童子会文書』三三三九号(本来の紙背。注14参照)の後に続く一紙(未収録部分)には次のような記載がある。

於志賀ノ在所出錢直物
四拾貫 文 上様御借用御奉書在^③
祇園功程内云々

二貫四百文 円幸法橋御恩五十貫文内
度々ニ借用

拾貫 文 雑掌給分二千疋内
且下行

於年行事御訪分者、光林坊不被取之

去年祭礼ノ時 拾五貫 文 職士給分皆済
式拾貫 文 粟津大榭下行

同前 三十八貫八百文 未日神供下行
当年祭礼ノ時 式十貫 文 粟津大榭下行
同前 拾六貫 文 未神供下行、俄ニ祭礼

依有之、如形ニテ神事在
然間下行如此、減少^④
祭礼ノ前日於四至内宿所
職士以下仁有之畢

百四十九貫八百文方々契約
注文在之

八十七貫六百文 公人官仕日別下行^⑤

なお、この文書は文明二年に作成されたものと推定される。とすれば文中に見える「去年祭礼」とは文明元年の「祭礼」を指すこととなる。なお、この文書の作成年次を文明二年と判定したのは、前々年の「下行分」について、「雖然依方人護正院違乱、其年ハ終ニ小五月会無

之」「於年行事御訪分者、光林坊不被取之」などの記載があることによる。小五月会が乱前後で中止となったのは応仁二年が初めてであり、この年の年行事は光林坊であった徴証がある(前掲注33史料参照)。したがってここにいう「当年」とは、応仁二年から二年後すなわち文明二年となる。

47 文明二年付「山門使節代連署折紙」(「八瀬童子会文書」二七九号)、(文明二年)八月二十七日付「山門使節代連署折紙」(同文書三〇一号)、(文明二年)九月八日付「山門使節代連署書状」(同文書三〇二号)。これら山門使節(代)発給の文書に関しては前掲注2拙稿参照。

48 前掲注45史料。

49 文明二年六月付「延暦寺閉籠衆衆議下知状」(「八瀬童子会文書」二七七号)。

50 『山科家礼記』文明二年八月二十五日条。
前掲注46史料。

52 『八瀬童子会文書』三三三九号の紙背に、
文明三年六月廿二日
在所帳
西陣功程納所帳

但去年寅歳分差定、卯六月廿二日ニ在之、
本馬上榭本ハ四条町北西類^{中野子}

とある。また、文明四年四月十日付「馬上方一衆雑掌申状案」(「同文書」二〇九号)には「四条町北西類ニテ去年本馬上勤仕候正実坊下の者にて候」と見える。

53 『結番日記』文明九年四月七日条。

54 年月日未詳「護正院申状断簡」(「八瀬童子会文書」未収録分)。未収録分の文明十年十二月付「馬上方一衆申状案断簡」に関わる申状案であり、内容から見て同じ頃に作成されたものと推定される。

55 前掲注36史料。
56 「左方馬上合力年行事記録」(「八瀬童子会文書」二八二号) 文明三年十二月十四日条。

57 『八瀬童子会文書』一三四・二四五号。この二点の史料は、紙質・筆跡から判定してもととは一連のものであったと考えられる。このほか以下の三紙が未収録分として残る。

I 断簡(1)

(前欠)

次郎殿御被^レ新^レニテ
候、但於^レ法事^ニ

東北類二居住之時^ニ多年馬上役勤仕仁躰也、就乱^レ

ウツル刻、八幡神人之由掠申候間、於^レ依其謂既如元
可加催促之由被成御^ニ仍案文進之、早被任御奉書之
旨、可被仰付候、

〔五辻大宮東類^{本下}、如申状者、一向無商売云々、

虚言也、無力之由風得聞、本在所事候間、難捨置候て配符ヲ入
候之處、号馬田方陣屋不取入配符、对神人・宮仕致雜言、不足
之時宜ニテ罷帰候由、神人共訴申事候、於于今者、在所之不運
候、堅被^レ仰付候ハテハ不可叶者也、

右、太略承及之趣、注進如此候、此上ニ尚とかく申仁候者、急罷下於
坂本被申明候へと、可為御成敗肝要候、仍注進如件、

六月三日

雜掌

三公文所御房

(後欠)

II 断簡(2)

(前欠)

仍御教書案三通、壁書案一通同進之、

雜掌

三院公文所御房

III 断簡(3)

(前欠)

ヘウツリ候刻ニ為遣

申事候、

於子細ハ同前二候、

〔北少路大宮北類^類、少弼殿御ひくわん

此二三年無商売云々、以外虚言也、其謂^レ文明二年未進十六貫ト
見ヘタリ、且納段一定也、商売如形之由雖有其聞、本在所ニ候之
間、配符入置候、一向無商売由申候事虚言上ハ、堅可被仰付候、
禪住房下ニテ多年馬上役勤仕候、

〔五辻くしけ西北類^類あんせいゐんの御ひくわん

此在所久正実房下ニテ、文明二年まで納候て、至同三年分、八幡
神人之由申候、言語道断所行候、早被任出座停止御教書之旨、嚴
密可被仰付候、如此在所共候間、神事于今延引候、堅可被加御成
敗候、

(後欠)

なお、二三五号の(前略)部分に関しては前掲注2拙稿参照。

58 『東寺執行日記』文明六年七月七日条に「卯剋ニ大内新助方四條坊門、

大宮法華堂本能寺ヨリ猪熊堀川油小路辺マテ陣取之」と見える。また、
同年八月十九日付「大内政弘書下案」(萩藩閩録)所収)には、

「去月七日以来、於六角油小路構要害畢」の一文がある。この時、大
内政弘が要害とした「六角油小路」の「要害」は、『晴富宿禰記』文
明十年二月六日条に「六角油小路城塙所司代浦上招引赤松^{政則}、觀世
絶芸能、鼓吹音曲聞之」とあるところから、乱後は赤松の被官浦上政
則の占拠するところとなっていたことがわかる。

59 康正三年四月二十日付「室町幕府禁制案」(八瀬童子会文書)二〇三
号)によれば、「根本他社神人」であることを裏付ける「証状」を出
帯しない限り、「日吉神人」となりその「諸役等」を勤仕しなければ
ならないことになっていた。ここにいう「根本他社神人」とは、具体
的には八幡神人と春日神人を指す。なお、二〇三号文書も史料集には
全文が収録されておらず、読みまちがいもあるので、次にその全文を
引用しておく。

(前欠)

山門使節御中

禁制 日吉神人諸役等

洛中洛外諸在所、或号他社神人、或称当時之預所、寄倚於左右
掠申之条、太無其謂事、

一、為根本他社神人者、可令出帯証状、万一無支証於申之族者、可有
其科事、

一、於代官在所者、可准本宅之役事、
於向後興業在所者、可為日吉神人事、

一、以近日吹挙号往古証状、於為異儀在所「速可有差定事、右、条々被定置訖、若有令違犯之輩者、堅可被処罪科之由、所被仰下也、仍下知如件、

康正三年四月廿日

下野前司三善朝□
散位三善朝臣在判

馬上一衆中

以此支証何方へ御返事可然候哉、此一本馬借中ニモ可在、

(後欠)

60 文明五年付「小五月会下行注文」(『八瀬童子会文書』二八四号)。端裏に「文明五年 安養坊執沙汰之時注文」の一文がある。

61 『華頂要略』が「正玄」と記すのは、「正実」の誤記。この前後、正実坊泰運の名は『政所賦銘引付』文明十三年九月五日条(369号)に「正実泰運」と見える。

62 たとえば、「西大路町」は現西大路町、「木下」は現上木下町・下木下町、「長谷」は現長谷町、「御霊辻子」は現中御霊図子町に相当する。また、「柳原室町」は現在の上柳原町・下柳原北半町・下柳原南半町、「白雲」は元新在家町あたりを指すと推定されるが、これらはいずれも一条以北で「御構」内に所在する町である(『京都市の地名』、平凡社、一九七九年)。なお「犬馬場口」については不詳。

63 『言国卿記』文明六年十二月十四日条。

64 『結番日記』が書かれた年次については『増補続史料大成』(臨川書店、一九七八年) 解題参照。

65 『幕府政所納銭算用状』(『蜷川家文書』七五号)。

66 『生源寺文書』。

67 『八坂神社文書』二二三九号。

68 『大乘院寺社雑事記』文明十八年二月十一日条。